

# 利 用 規 約

## 1. 名称および所在地

国立大学法人長崎大学（以下「長崎大学」という。）が設置する保育施設「長崎大学文教おもやい保育園」（以下「保育園」という。）と称します。

所在地 長崎市文教町1-14

## 2. 本施設の目的

長崎大学の職員の仕事と育児の両立支援を行い、職員の定職率の向上、人材確保および次世代育児支援の一環として行ないます。

## 3. 運営方法

長崎大学が社会福祉法人おおぞらに委託し運営します。

## 4. 利用対象者

0歳児（生後57日以上）から小学校就学前までの児を養育する長崎大学が雇用する職員とする。利用を希望する者は、本人を含め養育する乳幼児の保護者が、次の事由により、乳幼児を家庭内で保育することができないこと（保育の必要性）を証明しなければならない。

- ・一月において64時間以上就労している場合。
- ・障がい又は疾病による長期療養中の場合。
- ・求職中の場合。（ただし、利用開始から90日目を迎える日の月末まで）

## 5. 利用定員

常時保育を実施する者は原則として、最大37名とします。

## 6. 利用時間

月曜日～土曜日の基本保育時間は、7：00～18：00とします。

月曜日～金曜日の延長保育時間を、18：00～19：00とします。

## 7. 保育休日

(1) 毎週日曜、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）。土曜日については、あらかじめ園児がいないことが明確な場合は、休園の場合があります。

(2) 感染症の発生の予防およびその蔓延の防止のため、保育を実施することが適当でない日

(3) 震災、風水害、火災その他の災害により保育の実施できない日

## 8. 保育料

### ○基本保育料

基本料金 (月)~(土)	7:00~18:00 ※同一世帯の保育児が2児以上の場合、1人を除き1人1月10,000円の減額とします。 ※月途中入園の場合、入園した月は長崎大学が別に定めた計算方法による保育料となります。 ※3歳児以上は主食・副食費6,500円が別途必要となります。	0歳児 ¥37,100 1歳児~2歳児 ¥37,000 3歳児 ¥0 4歳児以上 ¥0
延長料金 (月)~(金)	18:00~19:00	200円/30分

※乳幼児の年齢は毎年度4月2日時点での年齢を基準とする。

### ○一時保育料

基本料金 (月)~(土)	対象は満3歳未満の児童 7:00~18:00の間で3~7時間 ※回数は週3回かつ月15回を上限 ※昼食・午睡時間中(11:00~15:00)の送迎はご遠慮下さい。	400円/時間
-----------------	--	---------

- (1) 給食・おやつ代込みの金額です。
- (2) その他、教材費等がかかります。
- (3) お支払い方法は月末締めで翌月の給与天引きとなります。
- (4) 詳細は保育園にお尋ねください。

## 10. 申し込み方法

### 基本保育

- (1) 「保育園利用申込書(基本)」に必要事項をご記入の上、保育の必要性に関する証明書と共にご利用の1月前までにダイバーシティ推進センターにご提出ください。  
※年度ごとの提出となります。
- (2) 入園許可後、「保育関係書類」を提出下さい。それを基に保育園との入園前面談を実施します。

### 一時保育

- (1) 「保育園利用申込書(一時)」、保育の必要性に関する証明書をご利用希望日の1月前までにダイバーシティ推進センターに提出してください。※年度ごとの提出となります。
- (2) 入園許可後、「保育関係書類」を提出下さい。それを基に保育園との入園前面談を実施します。

ご利用の際は、基本的に前月20日までに利用予定表の提出となりますが、ご利用日の前々日の午後6時までには、保育園に受入状況等を確認しご予約下さい。

#### <保育関係書類>

1. 児童生活調査票・児童の記録
2. 承諾書
3. 保育園利用予定表
4. 入園時健康診断書（3か月以内の母子健康手帳のコピー可）  
※かかりつけの病院で健康診断を受けて、診断書を提出してください。  
健康診断と診断書作成にかかる費用は、申込者の負担となります。  
「保育園入園前の健康診断」である旨を病院側にお伝えください。
5. 緊急時連絡・引渡しカード
6. (必要に応じて) 食物アレルギー関係書類

#### 11. 退園手続き

退園を希望される場合は、「長崎大学文教おもやい保育園退園届」を退園日の1月前までに、ダイバーシティ推進センターへ提出ください。

※月途中での退園の場合は、退園月は長崎大学が別に定めた計算方法による保育料となります。

#### 12. 緊急時

(1) 防災については、保育士および在園児全員が毎月1回行い、日頃からどのような動きを取るかを話し合い、消火器、火災報知機、非常口等の設置場所や使用方法を把握しておくようにします。

(2) 保育時に警戒宣言が発令した場合は、長崎大学の担当者の指示を受け、保護者の方にお迎えをお願いします。登園前に発令された場合は、登園をお控えください。

※上記の警戒宣言は、長崎大学が発令する警戒宣言とします。

#### 13. 送迎

(1) お子様の送り迎えは、保護者が責任を持って行ってください。保護者以外の方へのお引渡しは原則として行いませんが、止むを得ない場合は必ず連絡の上、代理人に委任状を託すなど身分の判明する処理をお願いします。

(2) 送り迎えの時間はお守りください。

(3) お休み、お迎えの時間変更の連絡は事前をお願いします。

#### 14. 投薬

本施設では医療行為は行いません。ただし、保護者の方の登園が困難である場合に限り、病院の処方箋に基づいて処方され、一度は予薬したことがある薬であって「投薬依頼書」を提出いただいた上で、保育士が保護者に代わって与薬します。市販薬の与薬は保護者の方の同意があった場合でも与薬できません。薬は1回分ずつを持参ください。与薬はご記

入いただいた「投薬依頼書」に沿って行いますが、与薬後に傷病等が悪化しても保育園では責任を負いません。

#### 15. 保険の適用

保育園では、事故の発生を未然に防ぐために万全の注意を払っておりますが、万が一の場合に備えて賠償保険に加入いたしております。ただし、天災等による不可抗力や第三者行為による事故等の場合、その責を免れるものとします。